

答 申 書

(答 申 第 3 7 号)

平成 1 2 年 8 月 2 1 日

1 審査会の結論

採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）第 3 3 条の規定に基づく岩石採取計画認可申請書に添付された同意書は開示すべきである。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、株式会社（以下「本件法人」という。）が伊達市稀府町に予定していた岩石採取計画に係る本件法人から北海道知事（以下「実施機関」という。）に提出された岩石採取計画認可要綱（昭和 5 4 年 6 月 2 8 日資源第 7 6 7 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づく岩石採取計画事前協議書、添付書類及び事前協議に係る決定書並びに本件法人から実施機関に提出された採石法（以下「法」という。）第 3 3 条の規定に基づく岩石採取計画認可申請書、岩石採取計画添付書類、認可申請に係る決定書及び実施機関から本件法人あての指令文の写し等である。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が、条例第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報及び同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分をしており、異議申立人がこのうち、法第 3 3 条の規定に基づく岩石採取計画認可申請書に添付された同意書（以下「本件非開示文書」という。）を 2 号情報に該当するとして非開示とした部分の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該文書を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 1 0 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 事業者が法第 3 3 条の規定に基づく岩石採取の認可申請をするに当たり、要綱第 4 条第 3 項には、「知事が必要と判断した場合は、関係者から同意を得るものとする」旨規定されている。

本件非開示文書は、この規定に基づき、知事が必要と認め、本件法人と採取地の近隣自治会（以下「本件自治会」という。）との間で交わした同意書であり、本件自治会の名称、会長の氏名及び印影並びに本件法人の住所、名称、代表取締役の氏名及び印影並びに岩石を採取するための同意事項が記載されている。

ウ 実施機関は、本件非開示文書中の同意事項を開示することにより、他の事業者が当該地区の近隣で採石業務を行う場合の基準となり、本件法人の競争上の地位が不当に損なわれ、また、本件法人が他の場所で採石業務を行う際にもこの条件が基準とされ、近隣の住民等から必要以上の事業の制約及び負担を受け、今後の事業運営上の地位が不当に損なわれる旨主張する。

しかしながら、本件非開示文書に記載されている5つの同意事項のうち同意事項1、4の内容は、岩石の採取に伴い発生することが予想される粉塵、騒音及び振動等の防止及び採石運搬車輛から運搬道路への土砂・岩石の落下等の防止及び通行に伴う振動、騒音及び粉塵の防止に関して、一般的に想定される遵守事項であり、また、同意事項の5の内容は、同意書の内容又は同意書に定めのない事項の取扱いについての一般的なものであり、本件法人の岩石採取に限っての特殊な事項が記載されているわけではない。

同意事項の2及び3には、岩石の採取時間及び運搬車輛の搬出入時間が具体的に記載されているが、社会通念上常識的な時間帯であること、また、実施機関の説明によれば、岩石採取の時間及び運搬車輛の搬出入の時間は事業者によって異なるとしても、差異はおおむね前後2時間程度であり、大きな差が生じるものではないと認められる。

また、同意事項以外の記載部分については、開示することにより要綱第4条第3項に基づき本件法人と本件自治会が同意書を交わしたということが明らかになるだけである。

以上のことからすれば、本件非開示文書を開示することにより、仮にこれに記載されている同意事項が他の事業者が近隣で採石業務を行う場合や、本件法人が他の場所で採石業務を行う場合の基準となったとしても、上記のとおり一般的に想定される内容等であることから、本件法人の競争上の地位及び事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

したがって、本件非開示文書は、2号情報に該当しないと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年4月10日	諮問書の受理 実施機関から関係書類の提出
平成12年5月15日 (第25回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成12年7月3日 (第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人からの意見陳述 審議
平成12年7月25日 (第二部会)	審議
平成12年8月8日 (第28回審査会)	答申案審議
平成12年8月21日	答申

別紙

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年3月 2日 本件開示請求
- (2) 平成12年3月16日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成12年4月 3日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく岩石採取計画認可申請書に添付された同意書（以下「同意書」という。）を全部非開示とする処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関が同意書を全部非開示とした処分の理由は、本件非開示文書中の同意事項を開示することにより、他の事業者が当該地区の近隣で採石業務を行う場合の基準となり、本件法人の競争上の地位が不当に損なわれ、また、本件法人が他の場所で採石業務を行う際にもこの条件が基準とされ、近隣の住民等から必要以上の事業の制約及び負担を受け、今後の事業運営上の地位が不当に損なわれる旨主張するが、競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められない。

イ 同意書（地域自治会承諾書）が正当な手続きをもって作成されたものかどうかを確認するためにも、すみやかに開示されることを求めるものである。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 異議申立てに係る対象公文書の内容

道が定める岩石採取計画認可要綱第4条第3項には岩石採取計画の認可を受けようとする者は、知事が必要と判断した場合には関係者から同意を得るものとする旨規定されている。

異議申立てに係る対象公文書は、この要綱に基づき、知事が必要と認め、開示請求に係る事業者と採取地の近隣自治会との間で締結された同意書である。

2 非開示理由

条例第10条第1項第2号の該当性について

採石業は、その採取場所により立地条件、取り巻く環境が大きく異なるものである。このため、事業者と地域住民との間で交わす同意条件や協定内容は、その採取地を取り巻く環境や両者の関係により様々なものとなっている。

本件同意書には、開示請求に係る事業者が自治会に提示した採取時間や運搬車両の運行時間などの同意条件が記載されているが、前述のような状況の中で、この情報を不特定多数の者に開示することは、他の事業者が当該地区の近隣で採石業務を行う場合の基準となり、開示請求に係る事業者の競争上の地位が不当に損なわれると認められる。また、当該事業者が他の場所で採石業務を行う際にも、この条件が基準とされ、近隣の住民等から必要以上の事業の制約、負担を受け、今後の当該事業者の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

したがって、本件同意書に記録されている情報については、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

3 異議申し立て理由に対する反論

- (1) 異議申立人は、同意書は地域自治会承諾書とされ、地域住民の総意であって法人に関する情報ではなく、競争上若しくは運営上の地位が不当に損なわれることはない旨主張する。

しかしながら、同意書は、地域住民の総意のみならず、採石事業に当たって、事業者が提示した同意条件が記載されていることから、事業者である法人に関する情報でもある。

そして、同意書に記録されている情報は開示することにより、2で述べたとおり、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められことから、条例第10条第1項第2号により非開示情報に該当するものである。

- (2) また、異議申立人は、情報公開が同意書の内容に関わらず、同意書 = 非開示という前例踏襲により処分されたものである旨主張する。

しかしながら、同意書の非開示処分に当たっては、前記のとおり、北海道情報公開条例第10条第1項第2号の規定に基づき、その内容から非開示の処分を決定したものであり、前例踏襲により画一的に処分されたものではない。

以上のとおり異議申立人の主張には理由がないものである。

